

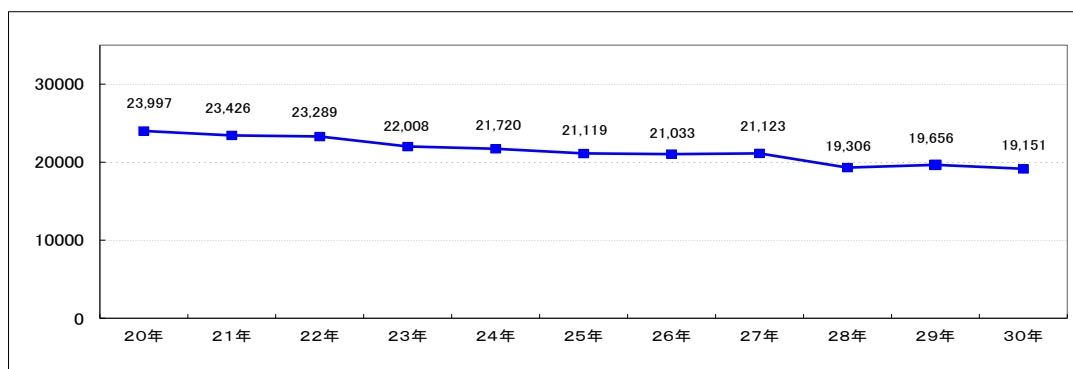
全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間の実施について

法務省の人権擁護機関（法務局・人権擁護委員）では、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置し、夫やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、AV出演強要・「JKビジネス」被害といった女性をめぐる様々な人権問題に関する相談に応じています。

この「女性の人権ホットライン」は、全国50か所の法務局・地方法務局に常設されていますが、今般、より多くの方々にご利用いただくため、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中（毎年11月12日～25日）に、下記のとおり、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を実施します。強化週間中は、平日の電話受付終了時間（午後5時15分）を延長して午後7時までとするとともに、土曜日・日曜日にも相談に応じます。

記

1. 実施期間 令和元年11月18日（月）から24日（日）までの7日間
2. 受付時間 (1) 11月18日（月）～22日（金）は、午前8時30分から午後7時まで
(2) 11月23日（土）・24日（日）は、午前10時から午後5時まで
3. 電話番号 **全国共通ナビダイヤル 0570-070-810**
ゼロナナゼロのホットライン
※ 一部のIP電話からは御利用できないことがあります。
4. 相談員 法務局職員又は人権擁護委員
5. 想定される相談内容
 - ・ 夫から暴力（言葉の暴力を含む）を受けている
 - ・ 職場でセクハラを受けている
 - ・ ストーカー行為を受けている など
 ※ 救済措置を講じた主な事例については、別添1のとおり。
6. 「女性の人権ホットライン」の利用件数の推移
※ 相談内容の内訳等については、別添2のとおり。



なお、法務省ホームページでは、インターネットによる人権相談を常時受け付けています。
パソコン・スマートフォン・携帯電話から…<http://www.jinken.go.jp/>

